

合併協定進行管理(市民課)

合併協定項目進行管理個表

合併協定項目		第10回協議会確認										記 事
18	国民健康保険事業の取扱い	6 (整理番号)										
協定内容		(6)国民健康保険助成事業等については象潟町の例により、福祉医療費支給事業については金浦町の例による。福祉医療制度助成事業については、仁賀保町の例により、新市において実施する。										
調整時期												
	合併前	合併時	選挙議会	H17当初 編成時	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4 以降	
		一部実施			完了							
調整担当												
	部名	市民部	課名	市民課								
例規調整状況												
例規調整完了												
廃止		-										
例規調整中		-										
		完了予定年月日 : 平成 年 月 日										
協定項目調整経過と内容及び問題点												
【調整経過】		人間ドック助成事業は、国保予算等の関連もあり、年度途中の統一を取り止め、新年度からの実施として調整。福祉医療費支給事業並びに福祉医療制度助成事業は、合併時からの実施で調整。										
【内容】		人間ドック助成事業については、平成18年度から人間ドック5,000円・脳ドック10,000円に統一し実施している。福祉医療費支給事業は、乳幼児医療費助成対象者を4歳までから未就学児童(6歳)まで拡大し、所得制限を撤廃。0歳児及び市町村民税所得割非課税者の子供を除く、乳幼児医療費の窓口負担分を市単独で補助。福祉医療入院時食事療養費の1/2を補助。重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費・高齢身体障害者医療費の助成内容は、それぞれ現行のまま。										
【問題点】												
協定項目の実施状況及び調整による合併効果												
【実施状況】		人間ドック助成事業は、旧象潟町の例により、平成18年度に統一し実施している。福祉医療費支給事業は、旧金浦町の例により、合併時から実施している。福祉医療制度助成事業は、旧仁賀保町の例により、合併時から実施している。										
【合併効果】		合併により、助成内容の良い方に統一されており、国保の被保険者等が受ける補助等が拡大されている。										